平成２７年４月
水　　産　　庁

水産政策審議会委員を募集します

水産庁は、水産政策に広く国民の皆様の声を反映させ、国民の合意に基づいた施策の推進に資するため、「水産政策審議会」の委員を広く一般から募集します。

これからの水産政策の推進に一役買おうという意欲のある方の御応募をお待ちしております。

《水産政策審議会とは》

「水産政策審議会」は、水産基本法（平成１３年法律第８９号）第３５条に基づき、水産基本計画の策定、水産白書の作成、水産資源の持続的管理に関する施策、漁港及び漁場の整備に関する施策等、水産政策の重要事項について調査審議するために設置された農林水産大臣等の諮問機関です。

委員の任期は、水産政策審議会令（平成１３年政令第２３０号）の規定により２年となっており、委員に任命された方には、規程により、委員手当、旅費等が支給されます。

１　応募資格

委員に応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

（１）水産問題に関心のある方
（２）平日に開催される会議に出席できる方（年５回程度）
（３）平成２７年７月１３日現在で満２０歳以上７０歳未満の方
（４）日本国籍を有する方

ただし、国又は地方公共団体の議員、常勤の公務員、国家公務員ＯＢ等は、原則として委員になることができません。

２　募集人員

２名程度

３　応募方法

応募される方は、以下の４つのテーマの中から１つを選択し（選択したテーマを明記してください）、自らの取組等も踏まえた意見、提言等を1,200字以内にまとめ、履歴書に住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を記入の上、写真を貼付して、以下の宛先に郵送にて提出してください。

なお、応募に要する費用は、応募者の負担となります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、御了承願います。

《テーマ》

（１）水産業の再生のために、今、何が必要か
（２）東日本大震災からの水産業の復興促進のために、今、何が必要か
（３）魚食普及、水産物の消費拡大のために、今、何が必要か
（４）これからの水産政策のあり方について

テーマの参考として、水産庁ホームページに掲載している「水産基本計画」、「平成２５年度水産白書」を参照してください。
http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/index.html

《宛先》

〒100-8907　東京都 千代田区 霞が関1-2-1
水産庁 漁政課 水産政策審議会委員募集担当

４　募集期間

平成２７年４月１７日（金）～平成２７年５月８日（金）（当日消印有効）

５　選考結果の通知

意見・提言の内容等を勘案して選考し、農林水産大臣が任命します。応募された方には、６月上旬頃に、選考の結果を通知いたします。

６　お問い合わせ先

〒100-8907　東京都千代田区霞が関１－２－１
水産庁漁政課　担当者：総括班 渡邉、大桐
電話：03-3502-8397　ＦＡＸ：03-3502-8220